

不服申立て事案答申第 241 号

不服申立て事案諮問第 271 号

件名：土砂災害警戒区域等基礎調査業務委託報告書の利用不停止決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県知事（以下「処分庁」という。）が、「平成 30 年度土砂災害警戒区域等基礎調査業務委託（その 2） 特定地域 A 地内始め 報告書 令和 2 年 3 月」に含まれる審査請求人に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の消去を求めた保有個人情報利用停止請求につき、利用不停止とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 8 月 2 日付けで行った本件保有個人情報の消去を求める請求に対し、処分庁が同月 30 日付けで行った利用不停止決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 利用停止請求の対象となった保有個人情報について

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人の占有する土地について、愛知県が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行った際の文書に含まれる個人情報である。

(2) 本件保有個人情報の利用停止の要否について

土砂災害防止法は、第 5 条第 1 項において、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入ることを認めており、同条第 2 項及び第 3 項において、あらかじめ通知することが困難であるときを除き、基礎

調査のために他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その旨を当該土地の占有者に対して通知し、また宅地等に立ち入ろうとする場合は、その旨を当該土地の占有者に告げなければならないこととなっている。

審査請求人は、県が不当な立入調査を実行したことに伴い入手したものである旨を主張しているが、審査請求人が利用停止を求める本件保有個人情報基礎調査により取得されたものであり、土砂災害防止法第5条第1項の規定に基づき実施された土地の立入りに関しては、あらかじめ土地の占有者である審査請求人に対し、基礎調査についての説明をし、また日程について調整を行っていることから、土砂災害防止法第5条第2項及び第3項の要件を満たすものである。したがって、本件保有個人情報は、偽りその他不正の手段により取得されたものではない。

また、本件保有個人情報は、その区域の土砂災害警戒区域等の指定根拠を明確にするという利用目的の達成に必要な範囲で保有し、利用しているものである。

そして、本件保有個人情報は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の適正な管理のために利用されているものであり、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているものではない。

したがって、法第61条第2項、第63条、第64条並びに第69条第1項及び第2項のいずれの規定にも違反しておらず、法第98条第1項第1号に該当する事由は認められないため、本件利用停止請求は、法第100条の「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないことから、利用不停止決定を行ったものである。

4 審議会の判断

(1) 利用停止請求について

法第98条第1項第1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、法第63条の規定に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去（以下「利用停止」という。）を請求することができる旨をそれぞれ規定している。

そして、法第100条は、「行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定している。

(2) 本件利用停止請求について

保有個人情報利用停止請求書の内容を基本として、審査請求書及び処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件保有個人情報は、審査請求人の占有する土地について、愛知県が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法第4条第1項の規定に基づく基礎調査（以下「本件基礎調査」という。）を行った際の文書に含まれる審査請求人に係る個人情報であると解される。

本件利用停止請求は、審査請求人が法第98条第1項第1号に該当するとして本件保有個人情報の消去を求めるものであるところ、処分庁は、利用不停止決定をしている。

そこで、本件保有個人情報の利用停止の要否について以下検討する。

(3) 利用停止の要否について

ア 不適正な取得の禁止について（法第64条）

処分庁によれば、本件保有個人情報は、土砂災害防止法第4条第1項の規定に基づく基礎調査により取得されたものであり、同法第5条第1項に基づき実施された土地の立入りに関しては、あらかじめ土地の占有者である審査請求人に対し、基礎調査についての説明をし、日程についての調整を行っており、同法第5条第2項及び第3項の要件を満たすものであることから、適正に取得されたものであるとのことである。

当審議会において処分庁が提出した資料を確認したところ、本件基礎調査について、審査請求人に対して事前に案内をしている文書及び本件基礎調査前の審査請求人とのやり取りを記録した文書があることが認められる。また、審査請求人の意見陳述によれば、本件基礎調査に審査請求人は立ち会っていたとのことである。

これらを踏まえ当審議会で検討したところ、処分庁が本件保有個人情報を不適正に取得した事実は確認できず、処分庁の主張を覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、本件保有個人情報が、処分庁において法第64条の規定に違反して不適正に取得されたものとは認められない。

イ 保有の制限、不適正な利用の禁止及び利用の制限について（法第61条第2項、法第63条及び法第69条第1項及び第2項）

処分庁によれば、本件保有個人情報は、土砂災害警戒区域等の指定根拠を明確にするという利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、当該利用目的以外の目的のために利用していることはないとのことである。また、その利用についても土砂災害警戒区域等の適正な管理のために行われているものであり、不適正な利用はされていないとのことである。

これらを踏まえ当審議会で検討したところ、処分庁の説明に不自然、不合理な点はなく、処分庁の主張を覆すに足りる特段の事情も認められない。

よって、処分庁が本件保有個人情報を法第 61 条第 2 項の規定に違反して保有しているとは認められず、また、法第 63 条の規定に違反して不適正な利用がされているものとも認められず、さらに法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用しているとも認められない。

ウ 以上のことから、本件利用停止請求について、法第 100 条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5.10.19	諮問（弁明書の写しを添付）
5.11. 6	処分庁から反論書の写しを受理
6. 2.19	審査請求人からの主張書面を受理
6. 6.11	審査請求人からの主張書面を受理
6. 7.10	審査請求人からの主張書面を受理
6. 7.29	審査請求人からの資料を受理
6. 8.19 (第240回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人からの資料を受理
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
6. 9.30 (第241回審議会)	審議
6.10.29	答申